

にほんばし

かわら版

「神田明神曙之景」
かんだみょうじんあけぼののけい

神田神社は本郷台地の東南端の高台にあり、富士山や筑波山が遠望できる江戸の名所であった。この図は早朝、神職と巫女が日の出を迎えている光景を描いている。澄みきった朝の冷気が感じられる。



広重「名所江戸百景」共同通信刊



公益社団法人 日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

- ①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
- ②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
- ③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
- ④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

目 次

フォトエッセイ「歴代日本橋税務署長のよもやま話」 税理士 大久保 勇	3
交際費等の実務 ～国税の経験を踏まえて・・・ 誤りやすいポイント～ 税理士 高田 次郎	6
法人会だより「税に関する絵はがきコンクール」 入賞作品が日本橋地区の公共施設に掲示されました	11
令和3年度税制改正大綱	12
日本橋らんちのためのうまいものめぐり 「日本橋テイクアウト特集」	14
日本橋税務署からのお知らせ	16
中央都税事務所からのお知らせ	19
中央区役所からのお知らせ	20
税金クイズ	21
法人会今後の予定・編集後記	22



歴代日本橋税務署長のよもやま話

税理士 大久保 勇

法人会々員の皆様、大変ご無沙汰しております。平成27年7月から翌年7月まで日本橋税務署長をしていました大久保勇でございます。現在は退職後、中央区新富において税理士事務所を開業し今年で5年目となります。仕事としては会社関係の税務相談に応じているほか、TKC税務研究所の特別研究員をしています。また、大蔵財務協会が毎年出版しています経理担当必携の実務書「法人税 決算の申告と実務」の執筆等も行っていきます。

今回、法人会事務局から会報掲載の原稿作成依頼がありましたので、私が勤務しました期間に撮影した日本橋界隈の写真を掲載させて頂き、各写真にコメントを加えてみました。これらの写真をもとにコロナ騒動前の日本橋界隈に会員の皆様方とともにプレイバックしたいと思います。

日本橋橋洗い

平成27年7月に日本橋税務署に着任した時には署長出席の関係団体等への行事がすでに半年先まで決まっています、その一番最初の行事が「日本橋橋洗い」です。

この年は7月26日(日曜日)でとても暑い日でした。日本橋保存会が中心となって活動しており、例年2000人近くの人出があるそうです。

日当たり良い真ん中でデッキブラシを持って顔を上げている男前は、なんと「にんべん」の高津社長さんでした。

(撮影した本人もびっくり!)



旧日本橋税務署庁舎

改修工事のため大手町仮庁舎に移る前の平成27年8月上旬に撮ったものです。

最初は人を入れないで撮影しようと試みましたが、今だと思った瞬間、自転車の男性が滑り込んだ時の写真です。



皆さんどうでしょう。

よく見ると夏の暑い日の下町の雰囲気が出ていてとても良いものになったと思いませんか。

夜の日本橋室町

夜景が綺麗なので思わず撮影しました。

ある会合の帰りに三越前から地下鉄に乗ろうとした時の写真です。

夏の夜、歩いている人はまばらなので、夜の散歩コースにどうかと、ふと思いました。

夏の夜は涼しくネオンも美しいのでロマンチックな気分になると思います。



べったら市

平成27年10月19日に宝田恵比寿神社に参拝しました。



徳川家から拝領の恵比寿様は良いお顔をしていました。

なんと、べったら漬けはこのお祭りが語源であると初めて知りました。

べったら漬けはお江戸のものに限ります。

京橋日本橋まつり (大江戸活粋パレード)

平成27年10月25日に中央区民踊連盟の皆さんが三越前の中央通りを踊りながら行進している写真です。

江戸の木遣り、纏振りをはじめ、阿波踊り、琉球國祭り太鼓など全国各地を代表するお祭りが参加しており、華やかで大変見応えのある素晴らしい祭典です。



日本橋七福神の1つ末広神社

1月3日に日本橋七福神巡りをしました。

ご存じのことと思いますが、

- ① 梶の森神社(恵比寿)
- ② 末広神社(毘沙門天)
- ③ 笠間稲荷神社(寿老人)
- ④ 宝生弁財天(水天宮内)
- ⑤ 松島神社(大国神)
- ⑥ 茶の木神社(布袋尊)
- ⑦ 小網神社(福禄寿)

が日本橋七福神です。

この日の午後は、日本橋北詰の三越前で箱根駅伝(復路)の応援をしました。同じ日に両方、楽しめますので1月3日がベストと思います。



水天宮新宮と桜

平成28年4月初旬、水天宮が新宮に移転して早々の頃の写真です。新宮の光輝く眩しいお社と桜の花が対照的で自分としては最も好きな写真の一枚となりました。



日本橋と桜

平成28年4月、出勤途中の朝8時過ぎに撮った写真です。この少し前に行なわれた桜まつりの頃は「しだれ桜」がまだ咲いてなかったので、少し撮影時期を遅らせた一枚です。この年は桜の花が咲いてから気温の低い日が続いたので、反対側の「ソメイヨシノ」と一緒に撮れました。

京都に近い西側にしだれ桜、東側はソメイヨシノを植えたそうです。これらを植える前は柳の木が植えてあったとのこと。

今回の話はほんの5年前の出来事ですが、昨年からのコロナ感染症の影響により人々が密集する行事、祭事については何かと自粛が求められる現在の状況と比べますと、随分と昔のことかと思ってしまう。コロナ騒動が終息して多くの人々が行き交い活気溢れる賑やかな日本橋界隈に一日も早く戻れるよう祈念いたしております。



交際費等の実務

～国税の経験を踏まえて・・・誤りやすいポイント～

税理士 高田 次郎

はじめに

ここでは、交際費等課税に係る基本的な項目から実務や調査における留意点まで、そして今年度の税制改正についても触れたいと思います。

(注) 説明の都合上、条文等をかなり要約して示しています。より正確には実際の条文等をご参照下さい。

なお、意見にわたる部分は私見によるものであることをご承知ください。

1 なぜ交際費等が問題となるのか

接待交際は、事業を行っていく上で必要不可欠なものであり、その存在自体は否定されるものではありません。ただし、税制上の「交際費等」は世間一般でイメージされる交際費や会計上の交際費とは異なります。であればこそ、社内において税務上の「交際費等」について理解してもらうのは容易でないと思います。また会計上の「費用」であっても、税務上の「損金」になるとは限りません。

まず、税務上は損金不算入が原則だということをご理解下さい。法人としては...コストを抑えて収益を上げたい。また、必要なコストは、できれば「損金」に算入して税負担を軽減したい。交際費等の枠が厳しい場合には、他科目で処理したい。社内チェックが必ずしも十分でない場合もあるかもしれません。交際費等以外の費用との線引きも困難であり、接待飲食費や飲食費の処理によっても損金不算入額に影響が生じることとなります。また、あってはならないことですが、仮装・隠ぺいを行う事例も散見されます。交際費等に関しては、必ずと言っていいほど調査の対象になりますし、不服申立てや裁判事例にも事欠きません。

実務上、経理・税務担当者の立場からも提言を行い、社内全体で取り組むことが必要かと思えます。

2 交際費等課税制度の趣旨

本来は、企業の販売促進等事業のための支出であり、用途が明らかである限り、企業会計上その全額が費用となるべきものといえます。しかしながら、企業が支出する交際費が巨額となり、その冗費性が社会的な問題となったことから、支出を抑制して冗費を節約するという政策上の目的で損金不算入の規定が導入されました。なお、現在では、「公正な取引の阻害の防止」「正常な価格形成」も趣旨に含まれています(H6年度の税制改正に関する答申より)。

3 交際費等の範囲(概念)

改めて、交際費等って何でしょうか。条文自体は、とてもシンプルですが、通達は多数ありますし、国税庁からのQ&Aも相当数出されています。それだけ、線引きが難しく、皆様の関心も高い...ということだと思います。

税制上の交際費等の範囲は、社会通念上の概念より幅広く、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます(措法61の4④)。

ここで、「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」とは、直接その事業に取引関係のある者だけでなく、間接にその法人の利害に関係のある者及びその法人の役員、従業員、株主等も含まれます(措通61の4(1)-22)。

また、「支出するもの」とは、支出の事実があったことであり、接待するなどの行為があったことをいいます。したがって、仮払又は未払等の経理をしていなくともその行為があった事業年度の交際費等に含まれることとなります(措通61の4(1)-24)。

4 交際費等の規定

ここでは実際の条文(加筆・要約しています。)をベースに規定の内容を確認したいと思います。

● 措法61の4④

「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為(以下「接待等」)のために支出するもの(一～三を除く。)をいう。

「接待飲食費」とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専ら当該法人の(《法二十五号》に規定する)役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの《社内飲食費》を除く。第二号において「飲食費」という。)であって、その旨につき《措規則21の18の4》で定めるところにより明らかにされているものをいう。

- 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 二 飲食費であって、その支出する金額を基礎として《措令37の5①》で定めるところにより計算した金額《5,000円》以下の費用
- 三 前二号に掲げる費用のほか《措令37の5②》で定める費用

● 措法61の⑥

措法61の4④第二号の規定は、《措規則21の18の4》で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

● 措規則21の18の4

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 参加した得意先等の氏名・名称とその関係
- ③ 参加者の数
- ④ 飲食費の額、飲食料理店名、住所等
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

● 措令37の5①

法61の4④第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する飲食費として支出する金額を当該飲食費に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、同号に規定する政令で定める金額は5,000円とする。

● 措令37の5②

措法61の4④第三号に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用《広告宣伝費》
- 二 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用《会議費》

三 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用《取材費》

5 交際費等の3要件とは

交際費等に係る争訟事例は多く、交際費等の判断基準が裁判所から示されています。いわゆる「交際費等の3要件」と言われるものです(判例としては、東京地裁H21(行ウ)第608号・東京高裁H22(行コ)第388号他多数あります。)

具体的には、次の3つです。

- ① 支出の相手方が得意先、仕入先その他事業に関係のある者等(事業関係者等)といえること。
- ② 支出の目的が事業関係者等との親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあること。

(注) その支出の目的が接待等のためであるか否かは、当該支出の動機、金額、態様、効果等の具体的事情を総合的に判断することになります。

- ③ 行為の形態が接待、慰安、贈答その他これらに類する行為といえること。

6 交際費等に含まれる費用の例示

措法通達61の4(1) - 15《交際費等に含まれる費用の例示》等をご参照下さい。

7 交際費等と隣接費用の境界線(交際費等に含まれない費用の例示)

- (1) 得意先に対し、売上高に比例させるなど一定の基準により交付する金銭や事業用資産、又は少額物品(おおむね3,000円以下のもの)(措通61の4(1) - 3) →売上割戻し
- (2) あらかじめ行った広告宣伝に基づき、一定の商品等を購入した一般消費者を旅行に招待したり景品を交付したりするための費用(措通61の4(1) - 9(3)(4))
(→不特定多数の者に対する宣伝効果を意図するもの) →広告宣伝費
- (3) 一般の工場見学者等に製品の試飲等をさせる費用(措通61の4(1) - 9(5)) →広告宣伝費
- (4) 創立記念日等に際し従業員等におおむね一律に社内で供与される通常の飲食に要する費用(措通61の4(1) - 10(1)) →福利厚生費
- (5) 従業員等(従業員等であった者、専属セールスマン(個人事業者)、専属下請業者の従業員等を含む。)、又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準で支給される費用(措通61の4(1) - 10(2)) →福利厚生費
- (6) 機密費、交際費等の名義で従業員等に対して支給した金額で、その用途が不明のものや法人の業務に関係がないもの(措通61の4(1) - 12(3))…「渡切交際費」 →給与

8 交際費等の損金不算入額の計算

ここでも実際の条文(加筆・要約しています。)をベースに規定の内容を確認したいと思います。

● 措法61の4①

法人が(H26.4.1からR4.3.31までの間に開始する各事業年度において)支出する交際費等の額(資本金等の額が100億円以下の法人については、当該交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

● 措法61の4②

前項の場合において、資本金等の額が1億円以下の法人については、次の各号に定める金額をもって、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

- 一 交際費等の額が800万円(定額控除限度額)以下である場合 零
- 二 交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

※ これを表で示すと、次のとおりです(令和2年4月1日以後に開始する事業年度の場合)。

対象法人		損金不算入額
資本金100億円超の法人	→	支出交際費等の額
資本金1億円以下の法人 (大法人の子会社等を除く) (注1)	選択 → A 適用 → B	支出交際費等の額－800万円(×月数/12)
		支出交際費等の額－接待飲食費の額×50% (注2)
上記以外の法人	→	支出交際費等の額－接待飲食費の額×50%

(注1) 親会社資本金が5億円超の100%子会社は「上記以外の法人」に該当

(注2) 5,000円以下の少額飲食費は交際費等から除外

※ 接待飲食費が1,600万円を超える場合にはBが有利
(1,600万円超×50%>800万円)

9 「飲食費」の処理等

飲食費に係る処理等のイメージを表で示すと、次のとおりです。

飲食費	社内飲食費(接待等目的)	→	全額が交際費等
	接待飲食費	→	50%損金算入
	5,000円以下のもの	→	全額が交際費等から除かれる

※ 「接待飲食費」とは、5,000円超の接待等に係る「飲食費」で、その旨につき帳簿・書類に①年月日、②参加者の氏名・関係等、(③参加人数、)④金額・飲食店名・所在地等、⑤その他の必要事項、により明らかにされているものをいいます(社内飲食費を除きます)。

※ 調査等があった場合でも疎明できるように、これらの事項を踏まえた交際費等(飲食費)に係る社内報告書等の整備をお勧めします。

10 調査する側の視点からみた留意事項等

(1) 調査通知後から概況聴取の段階での留意点等

調査における検討事項としては、「損金不算入計算の誤り」「科目の付替え」「私的費用の付替え」「リベートの有無」等が考えられます。

また、過去の調査において指摘された点の是正の有無、過去の調査等で明らかとなった会社の体質、支出交際費等の額の総額、(資本金1億以下の法人の場合には)800万円の枠に余裕があるか、隣接費用に高額なものはないか、社内ルールの有無等を踏まえた調査事項の抽出が行われることにならうかと思えます。

概況聴取の段階では、社内チェック体制、報告書の有無、5,000円基準や接待飲食費への理解度等についても聴取されることになるかと思えます。オーナー企業であれば、「私的費用の付替え」等の観点からも調査が行われるかもしれません。

(2) 調査段階での留意点等

次のような支出等が認められた場合には、事前の検討が望まれます。

- ・ 夜の街での飲食、単価が5,000円前後の飲食
- ・ 単価の高いバー、クラブ、高級レストランでの接待飲食

- ・ 他科目交際費等(比較的高額な隣接費用)
- ・ 数字や宛先の筆跡等が不審なもの、コクヨ領収書等

11 交際費等課税に関する取扱い

判断に迷ったときには、類似の事例に当たるのが一番です。専門書も多く出版されていますが、国税庁のHP等にも、以下の通り多くのQ&A、通達、事例等が掲載されています。必要に応じてご参照いただければと思います。

- 国税庁HP:タックスアンサー等 No.5260 5261 5262 5265
- 新型コロナウイルス感染症に関連する法人税の取扱い
- 接待飲食費に関するFAQ(平成26年4月)(国税庁パンフレット・手引(法人税関係))
- 国税庁HP:交際費等(飲食費)に関するQ&A(平成18年5月)
～1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い等について～
- 国税庁HP:措法第61条の4関係～法令解釈通達の趣旨説明について～
- 税大HP:税務大学校講本(法人税法(令和2年度版))
- 国税不服審判所HP:裁決事例
「公表裁決事例等～裁決要旨の検索」にてキーワード検索を行うことにより、裁決要旨等が参照可能です。

12 税制改正(令和2年度)

- ① 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年間(令和4年3月31日まで)延長
- ② 接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその事業年度終了の日における資本金の額等が100億円超の法人を除外
※ 令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税につき適用されます。

まとめ

交際費等に関しては、法令の規定(課税要件)や取扱い等をご確認いただいた上で、社内のチェック体制等に至るまでの検討を行うことが肝心です。実務においては、判断に迷う場面もあろうかと思いますが、これにより単純な処理誤りは避けていただけるのではないかと思います。

最後に、実務上ご留意いただきたいポイントを整理したいと思います。

- 「交際費等」と「交際費」の違いを認識
- 交際費等の限度額計算の再確認
- 飲食費・接待飲食費の制度の再確認
- 社内チェック体制等の整備
- 必要書類の作成及び保存要件(報告書等)の再確認
- 事例の参照(国税庁HP等)
(通達やQ&A等は事例の宝庫です。一度は目を通して、必要に応じて参照して下さい。)
- 交際費等の3要件(判断に迷った時の指針)を認識
- 検討資料や判断の理由等の整理(調査においても説明できるように)

高田次郎(税理士)

東京国税局等の調査部統括官・特別国税調査官、税務署の調査官として法人税等の調査に従事した他、東京国税局の調査審理課主任国際調査審理官や国税不服審判所審判官等として執務。その他、財務省主税局や国税庁の調査課・法人課税課、税務大学校等で勤務。副署長・税務署長を経て、令和2年7月に退職。同年8月、日本橋横山町にて税理士事務所開設。

第10回

税に関する 絵はがきコンクール

入賞作品が日本橋地区の公共施設に展示されました！



日本橋税務署1階



中央区役所日本橋出張所



JR馬喰町駅コンコース



興産信用金庫人形町支店



JR新日本橋駅 駅長(左)と職員の方

第11回 税に関する絵ハガキコンクール開催 作品募集中!! どしどし応募してね。

詳しくはホームページをご覧ください。

日本橋法人会

検索

令和3年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設
青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などを行った場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■ 研究開発税制の見直し
総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

■ 所得拡大税制の見直し
青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■ 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■ 株式を対価とするM&Aの促進
会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べるものとします。

■ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

■ 中小企業向け税制
中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。
中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■ 住宅ローン減税に関する特例措置
住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。
住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■ 同族会社が発行した社債の利子
同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されません。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅	消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅	消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅	消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅	消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象なりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

日本橋らんちのためのうまいものめぐり

日本橋テイクアウト特集



NIHOMBASHI
千疋屋 総本店
ESTAB. 1834

WINE&DINING DE'METER

選りすぐられたフルーツを使用して作られる極上のスイーツをご提供している千疋屋フルーツパーラー。

フルーツパーラーの奥に位置する総ガラス張りのアトリウム空間に併設されているレストランでは、カレーからフルコースディナーまでフルーツ専門店ならではのバラエティ豊かなメニューを取り揃えております。

この度ご紹介するテイクアウトメニューでは、ランチでも千疋屋レストランの味をお試しいただける様、お求めやすい価格に抑えてご提供しております。



オムライス・パイナップル入りハッシュドビーフソース、
メンチカツレットのせ 税込1,080円



海の幸ときのこのドリア 税込1,080円

千疋屋総本店 日本橋本店 WINE&DINING DE'METER

東京都中央区日本橋室町2-1-2 日本橋三井タワー2階

営業時間:11:00~14:00 17:30~20:00

コースメニュー(LO 18:30) アラカルト(LO 19:00)

定休日:不定休 電話番号:03-3241-1630

※ランチテイクアウトメニューは「平日限定販売」です。

また数に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

※当日のお引き渡し時間は、平日11:30~17:30となっております。

※アレルギーにつきましては、係員までお尋ね下さい。

※営業時間・お引き渡し時間は、感染症の状況により変更になる場合がございます。

日本橋らんちのためのおいしいものめぐり

日本橋テイクアウト特集



あひ鴨一品

鳥安

明治5年より東日本橋(旧米澤町三丁目)に店を構え、140年以上続く「あひ鴨一品鳥安」では、創業よりこだわり続けてきた「あひ鴨のすき焼き」ただひとつのコース料理を召し上がっていただいております。

しかし、この度の新型コロナウイルス流行でご来店いただくのが難しい状況となってしまいました。

この様な状況下でも鳥安のお料理をご自宅で皆様楽しんでいただければという思いから、鳥安のもつ技術の粋を集めた、あひ鴨三昧のオードブルを限定販売致します。ぜひ今しか味わえない鳥安の極上オードブルをご自宅でお楽しみください。



鴨づくし贅沢オードブル「一伍一会」3,780円(税込み)

国産あひ鴨胸肉を贅沢に使用し専門料理店ならではのあひ鴨本来の味を様々な召し上がり方で余すところなくお楽しみくださいませ。

加熱機能付き容器にて御提供させていただきますので、お召し上がり際には蒸気により蒸され鴨肉やお野菜もいっそう柔らかくなり御自宅でも出来立ての味をご堪能いただけます。

あひ鴨はコロナ禍でも育つ事を止める事は出来ません。生産者様を微力ながら応援したく大変お得な価格にてご提供させていただきますのでどうぞ皆様ご賞味いただけましたら幸いです。

あひ鴨一品 鳥安

東京都中央区東日本橋2-11-7

御予約は一休.com又はお電話にて承っております。

<https://restaurant.ikyuu.com/107493/>

営業時間:夜 17:00 ~ 22:00 ※最終入店20:00

定休日:土日祝(不定休あり) 電話番号:03-3862-4008

※数量限定予約販売となっておりますので、販売スケジュールの詳細は一休.comにてご確認くださいませ。



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。⇨

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年■月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社(〒1234-)	区分記載請求書以下の事項が追加されたもの
●年■月分		① 登録番号 (課税事業者のみ登録可)
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。



- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り、)
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)

選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をする
と上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。



スマホによる
申請は
こちらから！



国税庁 法人番号7000012050002

令和2年5月

—中央都税事務所からのお知らせ—

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 令和3年4月1日(木)から6月30日(水)まで(土・日・休日を除く。)
- ◆ 縦覧時間 8時30分から17時まで
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

令和3年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。どうか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注) 納税通知書は6月1日(火)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。

例えば・・・

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、多額の費用を要した
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した

- 対象 : 全ての都税
(自動車税・環境性能税、狩猟税等を除く)
- 猶予期間 : 1年間
- 延滞金 : 全額免除
- 担保 : 不要
- 手続き : 申請手続きが必要です。

詳細は所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

エルタックス
eLTAXを利用した

電子納税 をご利用ください!



対象税目

- ☆特別区民税・都民税(特別徴収分)
- ☆特別区民税・都民税(退職所得に係る納入申告)

金融機関等
へのお出か
け不要

複数の地方
公共団体へ
の一括納付

納付事務の
負担が軽減

こんな
メリットが!!



ご利用方法

①利用届出	②電子申告	③納付情報入力	④納付方法選択	⑤納税
eLTAXのホームページから利用届出を提出してください。 (提出済みの方は不要です)	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付する税金の種類や納付先などの情報を入力してください。	インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選択することができます。	取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引き落としされます。 (即時または指定日)

よくあるご質問 Q & A

Q. 電子納税した場合、領収証書は発行されますか?

A. 紙の領収証書は発行されません。
納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

Q. 還付が発生した場合、システムで返金してくれますか?

A. システムでの還付は行いません。
中央区から還付の通知をお送りいたします。

ご利用に当たっての注意点

- ① 退職所得に係る納入申告はeLTAXによる電子申告が必要です。
- ② 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
- ③ 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問い合わせ先

eLTAXの登録・利用・操作方法について

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459
ホームページ <https://www.eltax.tta.go.jp>

月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係 電話 03-3546-5270~5275

納入の確認について

中央区総務部税務課収納係 電話 03-3546-5276~5278



- 区役所職員が、納入書やeLTAXを利用せずに、特定口座への振り込みを依頼することはありません。
振り込み詐欺にご注意ください。

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

＜応募方法＞

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～②のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製ハガキの場合は、「春季号(第242号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3663)3307

締切日

2021年5月31日

(当日消印有効)

発表

夏季号(第243号)当会報誌上

(2021年6月末発行)

(問) 事業収入が前年比で50%以上減少した月のある事業者(中小法人等)を対象に、200万円を上限として現金を給付する「持続化給付金」ですが、国民一人一人に10万円を支給した「特別定額給付金」が非課税であるのとは異なり、その収入金額は課税対象として益金計上が必要となります。

この場合、収入金額の益金計上時期はいつになるのでしょうか。

- ① 給付金が振り込まれた日
- ② 給付金の支給決定(給付通知)時

税込経理を採用していれば消費税を含んだ金額が取得価額となり、税抜経理を採用していれば消費税を含まない金額が取得価額となります。また免税事業者の場合は消費税を含んだ金額が取得価額となります。

問題では、甲社は「税抜経理方式」を採用していることから、トラックの取得価額は5,000,000円となります。

抽選結果発表

当会報新春号(241)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。

おめでとうございます。

税金クイズ(241号掲載)の解答

新春号(第241号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

A:① 税抜金額 5,000,000円

減価償却資産の取得価額について、消費税の額を含めるかどうかは、法人(課税事業者)が採用している消費税の経理方式によって変わります。

内海 友輝	森田 緑
小林 琴音	安田 凜
高島 彩子	山崎 俊幸
多田 晶子	山下 誠
田中 一	渡辺 和彦

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

春季号(第242号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____ 氏名 _____

所在地 _____ 所属部課 _____

法人会への
メッセージ

法人会
消費税期限内納付
推進運動

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
令和3年4月8・9・12・13日	3月・4月決算法人説明会	日本橋公会堂	10:00～12:30 13:30～16:00
令和3年4月9日(金)	新入社員ビジネスマナー研修	東実健保会館	13:00～16:30
令和3年4月16日(金)	経理実務の基礎講座	東実健保会館	13:00～16:00
令和3年4月16日(金)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和3年5月13日・14日	5月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和3年6月8日(火)	第10回 通常総会	日本橋公会堂	13:00～
〃	特別講演会 講師：日本橋税務署 長井 伸仁 署長	〃	通常総会終了後 ～16:00(予定)
令和3年6月9日(水)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和3年6月10日・11日	6月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。
詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ごらんください!!

**※開催中止、日程等変更になる場合もございますので、
お申し込みの際には事務局にご確認下さい**

問い合わせ先 (公社)日本橋法人会事務局 Tel 3667-1736

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索



■ 編集後記 ■

今号の表紙は広重江戸百景のうち「神田明神曙之景」を選びました。春の曙の静寂さの中に、明るい夜明けを感じさせる作品です。

特集は「歴代日本橋税務署長のよもやま話」です。5年前に日本橋税務署長を務められた大久保様のご趣味である秘蔵の写真をご提供くださいました。四季折々の風情ある日本橋の風景や伝統行事を題材に撮影された写真に署長時代の思い出話が添えられています。大久保様の日本橋への温かい眼差しが嬉しい、素敵なフォトエッセイです。

つづいての特集は税理士の高田様による「交際費等の実務」です。交際費等課税に係る基本的な項目から実務や調査における留意点まで重要なポイントが丁寧に説明されています。日常的に経理処理されている交際費等ですが、隣接費用の明確な区分の判断等、適切に実務を行うための基本事項がわかりやすく整理されています。ぜひ参考にしてください。

ランチ紹介はテイクアウト特集第2弾、「千疋屋総本店 WINE & DINING DE'METER」さんと「あひ鴨一品鳥安」さんの老舗2店の競演。どちらもオリジナリティーと専門性に溢れる名店の味わい、完成度の高さが光ります。ぜひ一度ご利用ください。

「第10回税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品の地域展示の紹介のあと、税務署、都税事務所、中央区からのお知らせは大切な内容ですので、令和3年度税制改正大綱とともに必ずお目通しをお願いします。

コロナ禍の状況は続きますが、感染者数も減少傾向にあり、ワクチンの接種も始まりました。一日も早い終息を、そして明るい夜明けが来ることを心から願っています。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和3年春季号

第242号(通巻285号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介